



住民税務課・住民生活課 からののお知らせ

本庁 住民チーム TEL 0994-22-3039 支所 民生チーム TEL 0994-25-2511

古着としてリサイクルできるものが変更になりました！

古着としてリサイクルできるものが大幅に変更となりました。今までの分別とは異なりますので、お間違えの無いようにお気を付けください。町のリサイクル率は年々減少傾向にあります。

リサイクルをすることは資源の有効活用や環境保全につながります。

これからもリサイクル・分別を積極的に行っていきましょう。

(今までのリサイクル品目)

Tシャツ	パジャマ	タオル
------	------	-----



(追加でリサイクルできるようになった品目)

ウィンドブレーカー	革ジャン	コート
スーツ・背広	ネクタイ	ダウンジャケット
スカート	ズボン	制服
ベスト	着物・和服	甚平
ジーパン	ユニフォーム	ワンピース
ジャージ	シャツ・ポロシャツ	つなぎ服
ベビー服	マフラー	セーター
手袋	ストール	帽子

(リサイクルできない品目)

※主に肌に直接触れるようなもの
こちらは燃えるごみとして出してください。

肌着	パンツ	女性用下着
靴下・足袋	軍手	カーテン
泥、ペンキで汚れたもの	カーペット	仕立て屑・裁断屑

〈リサイクルに出す方法〉

◎リサイクル指定の袋に名前を書いて品目に丸を付けて出す。

- 自分がもう一度身に着けられる程度に洗濯したものをに出してください。
 - ボタンやチャックはついたままでもよいです。
 - 濡らさない、汚さないように袋に入れてください。
- ※雨天及び雨の降る恐れのある場合、次の回収日まで保管ください。



住民税務課 からののお知らせ

本庁 税務チーム TEL 0994-22-3037

2つの臨時福祉給付金の申請が始まります。

支給対象者の異なる2つの臨時福祉給付金が9月20日より申請開始となります。支給対象者の要件を確認してお申し込みください。

平成28年度臨時福祉給付金

【支給対象者】平成28年度分の住民税が非課税であり、課税者に扶養されていない方が対象者です。

※生活保護の受給者である方は対象となりません。

※先般給付した年金生活者等支援給付金の受給者も対象となります。

【支給額】1人につき3,000円

【基準日】平成28年1月1日時点で住民票が錦江町にある方が対象です。

障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金

【支給対象者】平成28年度分の住民税が非課税であり、課税者に扶養されていない方で、障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方が対象者です。

※生活保護の受給者である方は対象となりません。

※先般給付した年金生活者等支援臨時福祉給付金を受給された方は対象となりません。

【支給額】1人につき30,000円

【申請先】錦江町役場住民税務課 税務チーム・支所住民生活課 税務地籍チーム

【申請期間】平成28年9月20日(火)～平成28年12月22日(木)

【提出書類】申請書・振込先口座の写し(対象者の方には申請書を9月16日に発送します。)

※申請にあたっては、役場に申請書を直接お持ちいただくか、返信用封筒に申請書を入れて郵送してください。

錦江町役場住民税務課 税務チームまでお問い合わせください。